

平成27年度財政援助団体監査の結果に基づく措置内容

ひたちなか市認定農業者の会運営補助金

所管課 農政課

団体名 ひたちなか市認定農業者の会

監査の結果	監査の結果に基づく措置内容
団体の会計経理において、年会費の取り扱いについては、納入期限（期間）を定めていないため、年度内に随時30回を超える収入処理事務が発生しており、また、納入後速やかに口座へ入金されていないものも見受けられたので、これらを改善するための事務手続きに関する諸規程の整備について検討されるよう、団体との協議調整を図られたい。	会費受理後の事務処理については、今後遅滞無く入金するものとし、その納入時期については、今までも期限を設けて年に数回周知を行ってきたところではありますが、今後は内部規程で明記し、更に、滞納する各会員宅に出向き直接徴収するなどして、納入時期のばらつきを減らすよう努めます。
団体には、（1）干しいも研究部会、（2）園芸流通研究部会、（3）女性経営流通部会、（4）良質米「ふくまる」栽培研究部会の4つの専門部会が設置されているが、それぞれの部会の専門的な事業活動内容の充実が図られるよう、所管課としてもより一層の指導助言に努められたい。	各部会の活動については、今までも毎年いずれかの部会の活動について、その年の本会におけるメイン事業に位置づけるなどして活動してきたところですが、今後も引き続き各部会の課題や目標等をメインテーマとした事業活動を継続していきます。
平成27年12月17日提出	平成28年 2月 9日公表

ひたちなか青年会議所ティーンズブロック事業補助金

所管課 観光振興課

団体名 一般社団法人 ひたちなか青年会議所

監査の結果	監査の結果に基づく措置内容
<p>団体から提出された収支予算書及び収支決算書に計上した前年度からの繰越金について、金額を誤って計上していたため、実際の決算内容と一致していない点が見受けられたので適正な事務処理について、団体への指導監督を徹底されたい。</p>	<p>平成26年度決算については、事業の実施状況・収支等について、団体に調査・聞き取りを行い、正しい繰越金額を確認し、訂正した決算報告書の再提出を受けました。また、平成27年度決算報告より、収支決算書の検算・点検を行い、繰越金額の確認を行うように改善しました。</p>
<p>平成26年度の補助事業については、ティーンズブロックインひたちなか及びティーンズブロックアジアに係る事業を補助対象として補助金を交付しているが、補助金交付要綱では「ティーンズブロックインひたちなかに係る事業とする」と規定されているだけで、アジア大会に関する表示は無かった。補助金交付要綱の策定にあたっては、より明確な規定内容となるよう見直し等を検討されたい。</p>	<p>今後は、事業計画の段階で、補助対象団体との打ち合わせを密に行い、事業内容を明確に把握する事に努め、内容把握後は、要綱との整合性を吟味し、不備があればより明確な規定となるよう見直しを行います。</p>
<p>団体の会計処理において、領収証の宛名、支出目的、証拠書類が不備なものが見受けられたので、団体に対して、適切な指導監督に努められたい。</p>	<p>会計処理方法について更なる指導・助言をし、団体との意識の共有を図り、また、適時、必要書類の提出を求め、内容確認を行うようにします。</p>
<p>ティーンズブロック事業においては毎年度、年度当初からの支出が発生しており、これらに対応するため、補助金が交付されるまでの間、団体の他会計からの借入れによる運営資金の立替払いが見受けられたので、補助金の早期交付等について団体との調整を図られたい。</p>	<p>今後は、団体の事業計画聴取を年度当初に行い、計画に沿った補助金の早期交付が出来るように団体との調整を図ります。</p>

<p>毎年補助金を交付している事業については補助金の交付審査や補助事業の実績確認等が形式的かつ、おろそかになりがちなので、所管課における適切な事務の執行の徹底と、団体に対する一層の指導助言に努められたい。</p>	<p>関係する領収書及び通帳の写しの提出を求め、収支決算書の内容確認を徹底するように改めます。</p>
<p>平成28年 1月20日提出</p>	<p>平成28年 2月 9日公表</p>

那珂湊地区漁港をきれいにする会補助金

所管課 水産課

団体名 那珂湊地区漁港をきれいにする会

監査の結果	監査の結果に基づく措置内容
<p>団体の事務事業の執行に関して、那珂湊漁業協同組合女性部及び磯崎漁業協同組合婦人部に委託している清掃業務について、委託契約を締結し、業務の履行確認と必要書類等の作成及び保存が適切に行われるよう団体への指導助言に努められたい。</p>	<p>那珂湊漁業協同組合女性部及び磯崎漁業協同組合婦人部へ委託してある清掃業務については、補助対象団体と打ち合わせを行い、事業の存続も含め検討した結果、平成27年度の下期分より廃止することとしました。</p>
<p>補助の対象とした事業が、補助金交付要綱や補助の効果等に照らして適切な補助対象経費であるかどうか、やや疑義が生じるものがあるので、事業内容の見直しについて団体との調整を図られたい。また、補助の効果を随時検証しながら団体に対する将来的な補助のあり方を検討されたい。</p>	<p>補助の対象経費については、適正な支出となるよう補助対象団体に指導します。併せて、今後の事業内容及び補助対象団体に対する将来的なあり方については、効果等の検証及び市民協働との補助のバランスを考慮しながら見直します。</p>
<p>団体の会計処理において、見積書や請求書、納品書の宛名が団体の事務局が置かれている「那珂湊漁業協同組合」宛となっているものが見受けられた。関係書類等については那珂湊漁業協同組合と団体を明確に区別して会計処理を行なうよう指導されたい。また、年度をまたいだ支出が見られたほか、担当者以外の責任者の決裁がないために責任の所在が不明確な支出があったことから、これらの点についても適切な指導をされたい。</p>	<p>請求書等の宛名については、補助対象団体と那珂湊漁業協同組合とを明確に区別するよう指導しました。また、責任の所在を明確にするために、支出伝票等を用いて責任者の決裁を受けることとし、会計処理においての適切な事務執行を指導しました。</p>
<p>毎年補助金を交付している事業については補助金の交付審査や補助事業の実績確認等が形式的かつ、おろそかになりがちなので、所管課における適切</p>	<p>関係する領収書及び通帳の写しの提出を求め、事業報告及び収支決算書の内容確認を徹底するように改めます。</p>

な事務の執行の徹底と，団体に対する 一層の指導助言に努められたい。	
平成28年 2月 2日提出	平成28年 2月 9日公表